

市が国の認定を受けました

どぶろく特区

— 大館どぶろく地域活性化特区 —

問 商工観光課観光物産係 ☎ 43-7072

地域の活性化と観光客の増加を目指し、国の構造改革特別区域(特区)計画に基づいて申請した『大館どぶろく地域活性化特区(どぶろく特区)』が、昨年11月に内閣総理大臣から認定を受けました。

この認定により、どぶろくの製造免許の要件が緩和され、少量の生産が可能となりました。

※酒税法では、決められた数量以上を製造することが、免許を取得出来る要件となっています(どぶろく製造のQ&A参照)。



▶ 大館どぶろく地域活性化特区の認定書

構造改革特別区域とは、従来は法規制などで事業化が不可能なものを、特別に実施出来る地域のことを言います。

教育やまちづくり、農業などさまざまな分野があり、「どぶろく特区」はこれまでに酒税法で厳格に規制されていたどぶろくなどの酒作りと販売の規制を緩和して、地域産品の目玉とすることで、観光の活性化を図るものです。

また、酒米を作付けすることで休耕田を有効に活用出来るほか、農家民宿や農家が経営する飲食店に観光客を誘致するなど、新たな観光資源として滞在型観光の促進につながることが期待されています。

◆製造免許の要件とは？

「どぶろく特区」を活用して酒類を造るためには、次の要件を満たしたうえで、大館税務署長から製造免許の交付を受ける必要があります。

①製造者

市内で、民宿業や農家レストランなど

を営む農業者であること。

②製造場所

市内に、自己の酒類製造場を整備すること。

③製造する酒類

その他の醸造酒(どぶろく)。

④原料

自らが生産した米。

⑤経営基礎など

国税・地方税の滞納が無く、安定した経営が可能であること。

また、確かな製造技術を有すること。

酒類製造免許(どぶろく製造)の申請方法は、国税庁のホームページに詳しく掲載されています。

国税庁

検索

ホーム>パンフレット・手引き
>酒税関係>②特定農業者による濁酒製造用

